岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和８年１１月２６日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
道路建設課	管理調整監	山田	内線 4581 直通 058-272-8520 FAX 058-278-2735
技術検査課	建設業企画監	中島	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734
出納管理課	用度係	伊藤	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

１　概　要

中央開発(株)は、古川土木事務所から受注した「公共　防災・安全交付金（国補正）（繰越）地質調査委託」において、発注者と受注者間の契約に違反し、発注者の承諾を得ていない第三者を業務の一部に従事させていた。

２　対　応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第２第１項及び別表第１第４号並びに「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第２及び別表第１第３号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

３　停止措置業者及び停止期間

停止措置業者	停止期間
中央開発(株)（本店：東京都新宿区）	令和８年１１月２７日から令和８年１２月２６日まで（１カ月）

４　参　考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）

（資格停止）

第２　知事は、有資格業者が別表第１又は別表第２に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第１

措　置　要　件	期　間
（契約違反） ４　第２号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	２週間以上 ４カ月以内

○岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（抜粋）

（入札参加資格停止）

第２　知事は、有資格業者が別表第１及び第２に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

別表第１

措　置　要　件	期　間
（契約違反） ３　正当な理由がなくて県との契約を履行しなかったとき又は契約の履行に当たり契約内容に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	２週間以上 ６カ月以内